

住宅用家屋証明申請書

(提出先)
湯河原町長

窓口に来た人 申請者 代理人 令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

- 租税特別措置法施行令
- (イ)第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a)新築されたもの
 - (b)建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c)新築されたもの
 - (d)建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e)新築されたもの
 - (f)建築後使用されたことのないもの
 - (ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b)(a)以外のもの

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

申請者住所	
申請者氏名	
家屋の所在地	足柄下郡湯河原町
家屋番号	番
新築又は取得の年月日	年 月 日 新築 ・ 売買 ・ 競落
総床面積	m ²
構造	造
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工事費用の総額 (ロ(a)の場合に記入)	円
売買価格 (ロ(a)の場合に記入)	円

- 確認書類 建築確認書 未使用証明書
 住民票 売買契約書 登記簿謄本
 申立書 その他 (全部事項証明)
 長期認定通知書・申請書
 低炭素認定通知書・申請書

契印	証明番号	担当者	手数料

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外のもの

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨を証明します。

申請者住所	
申請者氏名	
家屋の所在地	足柄下郡湯河原町
家屋番号	番
新築又は取得の年月日	

湯税証第

号

年

月

日

湯河原町長